

第9 死刑の廃止問題

1 オウム事件死刑囚の一斉死刑執行と2020年京都 kongress に向けて

2018（平成30）年7月6日、オウム真理教の教祖及び幹部6名の死刑が執行され、同年7月26日にも更に幹部6名の死刑が執行された。短期間で一斉に10数名もの死刑が執行されたことは、極めて異例である。

オウム真理教事件は、多くの罪のない人たちの命が奪われ、今でも後遺症で苦しんでいる人たちが大勢いる未曾有の残虐な犯罪であり、社会に与えた衝撃も大きく、被害者や遺族の方々が死刑を含めた強い処罰感情を持つのも当然であろう。

しかし、他方、死刑は「人の命」という究極の人権を国家が奪うという究極の身体刑（身体に損傷または苦痛を与える刑罰）であり、近代人権思想の中で育まれて来た「報復ではなく更生」という自由刑を原則とした近代刑法の刑罰論の中で、国際的には多くの人権尊重国家においては死刑廃止が趨勢となっている。我が国でも日弁連を始め死刑の廃止もしくは執行停止を求める議論が高まりつつある中で、このような大量の死刑一斉執行が断行されたことはやはり衝撃的である。

2020（令和2）年4月には、5年毎に開催される kongress（国連犯罪防止刑事司法会議）が京都で開催される予定であるが、そこでは改めて我が国の死刑制度の存在が世界各国から問われることが予想される。そうであればこそ、日弁連も後述するように「2020年までに死刑の廃止を目指す」という目標を立てて活動している。

このような情勢の中で、私たち法友会は、「死刑制度廃止問題」について、どのようなスタンスに立ち、活動していくべきであろうか。

2 死刑廃止問題に対する弁護士会の現状と法友会（総論）

2016（平成28）年10月7日、福井で行われた日弁連人権大会において、「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」が可決され、「2020年までに死刑制度の廃止を目指すべき」との日弁連の方針が打ち出された。そして、2017（平成29）年度の日弁連においては「死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部」が設置され、2017（平成29）年以降の日弁連定期総会ではその実現本部の活動に対する予算付けも承認される等、死刑制度廃止に向けての日弁連の活動が開始されている。

近代刑法の歴史が人権思想の広がりと共に同害報復（目には目を）の復讐的な身体刑を克服してきたものであることや、冤罪・誤判にもかかわらず刑が執行された場合には取り返しがつかないこと、どのような罪を犯した者でも可塑性があり更正の可能性があること、世界的に多くの人権尊重国家において死刑制度が廃止されていること、国際的人権機関から我が国が何度も死刑廃止の勧告を受けていること等からすれば、わが国においても死刑のない社会を展望することは当然であろう。

日弁連の「死刑廃止」の実現に向けた活動への決断も、その意味で必然であったものであり、東京弁護士会および法友会としても、今後その方向性での活動を検討し実践していくべきである。

しかし、他方、理不尽に愛する者の命を奪われた被害者遺族の激しい処罰感情や不公平感・精神的苦痛に寄り添うこともまた、人権擁護を使命とする弁護士の役割である。我々は、死刑制度の廃止を求めていくのであれば、被害者遺族の方々に、少なくとも刑罰制度の在り方としては死刑が否定されるべきことを理解して貰えるだけの言葉を持たなければならない。また、被害者遺族の方々のみならず、多くの国民の理解を得られなければ、実際に死刑廃止を実現することは困難であろう。

そのために、我々は、人の「生命」の尊さを、加害者と被害者の両方の視点から見つめ、死刑という究極の身体刑を刑罰として廃止すべきことを、いかに考え説明すれば理解されるか、不断の努力で検討・検証し、

実行していかなければならない。

3 死刑制度の是非をめぐる議論

死刑制度の是非をめぐるのは、存置論と廃止論との激しい対立がある。

存置論者は、①刑罰は犯した罪の重大さと均衡するものでなければ不公平であり（応報刑主義）、殺人罪には死刑のみが罪刑に均衡し、死刑のみが償いである、②被害者遺族の被害感情が余りに激しい場合には、死刑により自らの命をもって償わせ、被害者遺族の怒りと悲しみを癒すことが正義につながる、③刑事政策的観点から、死刑には凶悪犯罪に対する抑止効果がある、④世論調査の結果によれば国民の多くが死刑の存続を望んでおり、死刑廃止は民主主義に反する、⑤我が国には仮釈放のない終身刑がない以上、社会復帰後に再犯の可能性がある、等の理由から、死刑は存置すべきと主張する。

他方、廃止論者は、①「奪われた命に均衡する罪刑は死刑のみ」という同害報復の考え方は、自由刑による犯罪者の改善更生を刑罰の主目的と捉える（教育刑）近代刑法の理念に合致しない、②個人の生命権は最も重要な人権であり、国家権力が刑罰でこれを奪うことは非人道的である、③死刑執行後に誤判が判明した場合は取り返しがつかない、④死刑の凶悪犯罪に対する抑止効果については科学的実証がない、⑤加害者を死刑にすれば被害者遺族の精神的救済が常に得られるわけではなく、被害者支援は別途検討されるべきである、⑥世界の大多数の国々で死刑は廃止されており、日本の死刑制度に対しては国際的な懸念や批判がなされている、等の理由により、死刑は廃止すべきと主張している。

死刑の是非は、個人の思想や哲学にも繋がり、議論すること自体が難しい問題である。「死刑の凶悪犯罪抑止力」の科学的実証には両論があるし（もっとも、死刑を廃止した国で犯罪が増えていないというデータもあり、実際に起きた凶悪事件の犯人像から死刑が抑止力にはなり得ていないという実態も見えてきている）、他方、理不尽かつ残虐に奪われた命と均衡する刑罰を強く望む被害者遺族に対し「死刑の残虐性」や「死刑廃止の国際的潮流」等を強調して廃止論を述べても、なかなか理解を得ることは難しいであろう。

しかし、生命権は個人の尊厳にとって最も重要なものであり、近代刑法の歴史が人権思想の広がりと共に同害報復（目には目を）の復讐的身体刑を克服してきたものであることに鑑みると、何故に究極の身体刑である死刑のみが許されるのか、その合理性の説明は困難であろう。とりわけ、冤罪で死刑が執行されてしまったら取り返しがつかないことを考えれば、まず死刑執行の停止の立法的措置（死刑執行停止法）を求め、同時に早期の死刑制度の廃止に向けて、現実的かつ具体的な活動を弁護士会はすべきである。

4 死刑をめぐる内外の状況

我が国では、1983（昭和58）年から1989（平成元）年にかけて、4つの死刑確定事件（免田・財田川・松山・島田各事件）について再審無罪判決が確定しているが、2014（平成26）年3月には袴田事件についても死刑及び拘置の執行停止並びに再審開始の決定が静岡地裁でなされ（ただし2018（平成30）年6月に東京高裁により決定が取り消され、死刑及び拘置の執行停止は継続されたまま最高裁に特別抗告が係属中）、あらためて死刑判決にも誤判があり得ることが広く世に知られるようになった。

しかし他方、同じく死刑確定事件である名張ぶどう酒事件の第8次再審請求は2014（平成26）年5月に却下されてしまい（2015（平成27）年10月に奥西死刑囚は病死）、一貫して無実を主張し再審請求も予定されていたのに死刑が執行されてしまった飯塚事件も冤罪であった可能性が強く主張されている。このように、誤判の危険性は人間の行う裁判においては避けられないものであり、死刑制度が存在する限り、かけがえのない生命を国家が誤って奪う危険性は常に存在している。

また、国際的には、国連において、世界人権宣言3条（生命権条項）の完全保障のために死刑廃止を目指し、死刑のより制限的な適用のため、いわゆる「死刑廃止条約」が1989（平成元）年12月15日の国連総会で採択

され、1991（平成3）年7月11日に発効した。2012（平成24）年10月31日現在、同条約は、74ヶ国が批准し、35ヶ国が署名して後日批准を約束している。アムネスティ・インターナショナルの調べによると、毎年死刑廃止国が増えており、2018（平成30）年12月時点において、死刑存置国が56ヶ国に対し、廃止国は事実上の廃止を含めて142か国（完全廃止が106か国、通常犯罪のみ廃止が8か国、過去10年以上死刑を執行していない事実上の廃止国が28か国）となり、今や世界の3分の2以上の国々が死刑を廃止ないし停止している（米国でも20州と首都・自治領では廃止）。

5 我が国の死刑判決及び死刑執行の状況

近年、殺人罪など凶悪犯罪の認知件数に有意な増加がないにもかかわらず、死刑判決は著しく増加し、死刑執行も極端に増加している。

まず、死刑判決数については、1991（平成3）年から1997（平成9）年の7年間と、2001（平成13）年から2007（平成19）年までの各7年間の死刑判決言渡し件数（死刑判決を維持したものを含む）を比較すると、地方裁判所では31件が95件に（約3.1倍）、高等裁判所では22件が96件に（約4.4倍）、最高裁判所では26件が63件に（約2.4倍）、それぞれ激増した（司法統計年報）。また、2009（平成21）年7月に裁判員裁判が導入され、市民が死刑判決言渡しの判断にかかわることを求められる社会となったが、2010（平成22）年以降の裁判員裁判における死刑判決は、2018（平成30）年12月までに38件に及んでいる。

次に、死刑執行数については、前述の内外の状況のもとで、1989（平成元）年以降3年4ヶ月にわたって死刑執行は事実上停止されていたが、1993（平成5）年3月26日より死刑の執行が再開され、再開後の執行者数は現在まで合計127名に達している。2018（平成30）年は15名、2019（令和元）年も2名の死刑が執行され、死刑確定者数は2019（令和元）年10月31日現在で129名である（いずれも民間調査より。袴田氏も死刑執行停止中ではあるが再審無罪決定はまだ出ていないので死刑確定者に含む）。

なお、死刑が執行されるたびに、日弁連や関弁連、各地の弁護士会が法務大臣に対し、死刑制度の存廃の国民的議論が尽くされるまでは死刑の執行を差し控えるなどの慎重な対応を求める会長（理事長）談話ないし声明を公表している。

6 我が国の死刑制度に対する国際評価

国際的には、2007（平成19）年12月18日、2008（平成20）年11月20日、2010（平成22）年12月21日、そして2012（平成24）年12月30日と4回にわたって、国連総会が、日本を含むすべての死刑存置国に対して死刑廃止を視野に死刑執行の停止を求める決議案を賛成多数で採択している。

また、2008（平成20）年10月30日には国連人権（自由権）規約委員会が、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「規約」という。）の実施状況に関する第5回日本政府報告書審査の結果である総括所見を発表し、その中で日本政府に対して、

(1) 規約6条・7条及び10条に関連してパラグラフ16（死刑執行）で、『①政府は世論にかかわらず死刑廃止を前向きに検討し、必要に応じて国民に対し死刑廃止が望ましいことを知らせるべきである。当面の間、死刑は規約6条2項に従い、最も深刻な犯罪に限定されるべきである。②死刑確定者の処遇および高齢者・精神障害者への死刑執行に対し、より人道的なアプローチをとるよう考慮すべきである。③死刑執行に備える機会がないことにより蒙る精神的苦痛を軽減するため、死刑確定者及びその家族が、予定されている死刑執行の日時を適切な余裕をもって告知されることを確実にすべきである。④恩赦、減刑及び執行の一時延期は、死刑確定者にとって真に利用可能なものとされるべきである』との勧告を行った。

(2) また、規約6条及び14条に関連してパラグラフ17（死刑制度）では、「①死刑事件においては、再審査を義務的とするシステム（必要的上訴制度）を導入し再審請求や恩赦の出願による執行停止を確実にすべきで

ある。②死刑確定者と再審に関する弁護士とのすべての面会の厳格な秘密性を確保すべきである。規約7条及び10条にパラグラフ21（独居拘禁）で、死刑確定者を単独室拘禁とする規則を緩和し、単独室拘禁は限定された期間の例外的措置にとどまることを確実にすべきである。」との勧告を行った。

最近では、2012（平成24）年10月31日の国連人権理事会作業部会による「日本の人権状況に対する普遍的定期的審査（UPR）」においても、意見を述べた42ヶ国の内24ヶ国もの国が、日本の死刑制度及びその運用に変更を求めて勧告を行っている。

7 我が国の死刑制度に対する弁護士会の対応

日弁連は、まず、2004（平成16）年10月8日の第47回人権擁護大会で、「①死刑確定者に対する死刑の執行を停止する旨の時限立法（死刑執行停止法）を制定すること、②死刑執行の基準、手続、方法など死刑制度に関する情報を広く公開すること、③死刑制度の問題点の改善と死刑制度の存廃について国民的な議論を行うため、検討機関として、衆参両院に死刑問題に関する調査会を設置すること」を求めた決議を、賛成多数で採択している。

この第47回人権擁護大会における決議を受けて、従来の「死刑制度問題に関する提言実行委員会」を改組・拡大し、「日弁連死刑執行停止法制定等提言・決議実行委員会」が設立され、2008（平成20）年10月31日には「国際人権（自由権）規約委員会の総括所見に対する会長声明」を、2009（平成21）年11月6日には「政府に対し、死刑廃止を前向きに検討することを求めている国連機関・人権条約機関による勧告を誠実に受け止めるよう働きかける」と述べた「人権のための行動宣言2009」を、それぞれ発表している。

そして、2011（平成23）年10月7日の第54回人権擁護大会で、「罪を犯した人の社会復帰のための施策の確立を求め、死刑廃止についての全社会的議論を呼びかける宣言」を賛成多数で採択し、国に対し、「①死刑制度について、直ちに死刑の廃止について全社会的な議論を開始し、その議論の間、死刑の執行を停止すること。議論のために死刑執行の基準、手続、方法等死刑制度に関する情報を広く公開すること。特に犯罪時20歳未満の少年に対する死刑の適用は、速やかに廃止することを検討すること。②死刑廃止についての全社会的議論がなされる間、死刑判決の全員一致制、死刑判決に対する自動上訴制、死刑判決を求める検察官上訴の禁止等に直ちに着手し、死刑に直面しているものに対し、被疑者・被告人段階、再審請求段階、執行段階のいずれにおいても十分な弁護士権、防御権を保障し、かつ死刑確定者の処遇を改善すること。」の施策の推進ないし実現を求めた。

8 日弁連のこれまでの取組み

日弁連は、前記第54回人権擁護大会宣言を受け、「日弁連死刑執行停止法制定等提言・決議実行委員会」を「死刑廃止検討委員会」に改組し、①死刑廃止についての全社会的議論の呼びかけ、②少年に対する死刑の速やかな廃止、③死刑執行停止、④死刑に関する刑事司法制度の改善、⑤死刑に関する情報公開の実現、⑥死刑に代わる最高刑についての提言の策定、⑦過去の死刑確定事件についての実証的な検証、⑧死刑に直面する者の刑事弁護実務のあり方についての検討、⑨死刑確定者の処遇の改善、等に取り組んできた。

こうした活動の一環として、日弁連は、2012（平成24）年10月15日に「死刑廃止を考える日」と銘打った市民集会を開催し、多数の参加を得ることができた。2013（平成25）年6月10日には、全国の弁護士会や連合会に対し「死刑廃止について全社会的議論を呼びかける活動の全国的な展開」を要請し、これを受けて東京弁護士会も、各関連委員会の委員による「死刑制度検討協議会」を立ち上げ、会内勉強会や市民シンポジウム等の活動を進めている。

そして、2016（平成28）年10月7日、福井で行われた日弁連人権大会において、「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」が賛成多数により採択され、その中で「(1) 日本において国連犯罪防

止刑事司法会議が開催される2020年までに、死刑制度の廃止を目指すべきであること。(2) 死刑を廃止するに際して、死刑が科されてきたような凶悪犯罪に対する代替刑を検討すること(刑の言い渡し時には仮釈放の可能性がない終身刑制度、現行の無期刑の10年の仮釈放開始時期を20年、25年等に延ばす重無期刑制度、時間の経過により本人の更生が進んだ時の終身刑から無期刑への減刑や恩赦等の適用による刑の変更制度、等)。」が日弁連の今後の基本方針として示され、その実現のために全力を尽くす旨が宣言された。

これを受け、2017(平成29)年度及び2018(平成30)年度の日弁連においては、執行部の方針で「死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部」が設置され、定期総会においてその活動に対する予算付けが承認された。

もっとも、2016(平成28)年10月の福井の人権大会の宣言の採択決議においては、犯罪被害者支援の活動を熱心に行っている弁護士たちを中心に、被害者遺族の激しい処罰感情や不公平感・精神的苦痛を訴える反対論が相次ぎ、賛成多数(546)であったものの、反対(96)と棄権(144)が全体(786)の3割を占めたことも事実である。また、2017(平成29)年以降の日弁連定期総会においても、日弁連が死刑制度の廃止に向けた活動をしていく委員会に予算をつけることについて、少なくない数の反対意見が述べられ、紛糾している。弁護士会内部においても、まだまだ悩みが深いことを示したとも言える。

9 日弁連の新たな取組みと問題点

日弁連は、全国の単位会に対し、日弁連と同様の「死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現」のための組織を編成して検討することと、死刑廃止に向けたメッセージを発信することを求めているが、全国の単位会ではまだそのような動きは鈍く、東京弁護士会においても、死刑制度協議会において死刑制度の賛否の議論はなされているが、死刑廃止に向けた運動体としての組織はまだ実現していない。

そのような中、日弁連は、前述の2016(平成28)年人権大会の基本方針を具体化させるものとして、2019(令和元)年10月の理事会において、『死刑制度の廃止並びにこれに伴う代替刑の導入及び減刑手続制度の創設に関する基本方針』を決議し、今後国会や政府に死刑廃止法案の成立を働きかけていこうとしている。

上記の基本方針は、端的に言うと、死刑制度の廃止を求め、廃止に伴う代替刑として『仮釈放の可能性がない終身刑制度』の導入を提言し、併せて『終身刑になった者についても例外的に、一定の時間の経過に加えて本人の更生が進んだときには、恩赦とは別に、主として裁判所の新たな判断による無期刑への減刑などを可能とする制度』の採用を提言するものである。

日弁連がこのように、死刑廃止とともに代替刑として終身刑制度の導入に踏み込んだのは、内閣府が2015(平成27)年に公表した世論調査によれば、死刑制度の存続そのものの質問については「やむを得ない」という回答が8割を占めたものの、終身刑の導入を前提にすると「廃止した方が良い」が約38%にのぼったことから、「死刑廃止に向けて世論の理解を得やすい」という判断があったものと思われる。

もっとも、『仮釈放の可能性がない終身刑制度』の導入については、日弁連内部においても、自ら犯した犯罪に対して反省・悔悟し、再度社会内で生活することを認めてもよいと評価されるような終身刑受刑者まで、生涯刑事施設に拘禁し続け社会復帰の可能性を全く認めないという刑罰が、憲法(36条)で禁じられる「残虐な刑罰」(最高裁判断では「非必要な精神的、肉体的苦痛を内容とする人道上残酷と認められる刑罰」とされる)に該当しないと言えるのか、という強い疑問の提起があり、

そうであればこそ、日弁連は更に前述のような新たな『裁判所の判断による減刑制度』の創設をも提言していると思われる。

ただ、終身刑の導入を前提にすると死刑廃止の賛成意見が約2割から約4割に増えたということは、世論はそのような者(本来なら死刑相当な者)の一般社会からの隔離を求める傾向にあるとも言え、終身刑の導入という形で弁護士会がそのような傾向を認めることが正しいのかは、なお議論があるところであろう。逆に、

終身刑を認めても、例外的とはいえ新たな裁判所による減刑制度も導入するとすれば、

それで死刑廃止に世論の支持が得られるかは、微妙であろう。

また、仮にそのような新たな裁判所判断による減刑制度を認めるとしても、その前提として、単に刑事拘禁施設に拘禁することだけで受刑者の反省・悔悟を求めてそれを主観的に判断するという手続や基準では不十分で、刑事拘禁施設内での精神的治療等の処遇も含めた検討がなされるべきという意見もあるが、今回の日弁連の基本方針では検討されていない。

これらの問題点と対策については、なお一層検討されるべきであろう。

10 法友会として何をなすべきか

死刑制度の問題は、人の命の重さを考えれば「死刑のない社会が望ましい」ことは当然であろうし、人の命に関わる問題である以上、世論の動向に左右されるべきでもない。政治家の多くは、世論が死刑存置を望んでいることを理由に、死刑制度廃止に消極的だが、これまでに死刑を廃止した諸外国が、当初は世論の多数が死刑に賛成しているにもかかわらず、政治家が強い意志をもって死刑を廃止していった例に学ぶべきである。

とはいえ、実際に世論調査などで死刑制度の存続を求める声は今はまだ多いことも事実であり、このような世論調査を根拠に死刑制度を見直そうとしない国会の状況を考えれば、「死刑のない社会」の意義が社会全体に理解されなければ、現実に我が国において死刑制度廃止を実現することは容易ではない。

また、理不尽に愛する者の命を奪われた被害者遺族の激しい処罰感情や不公平感・精神的苦痛を考えれば、世界の趨勢論や抽象的な被害者支援の充実論だけで押し切ることも社会的には困難であり、被害者遺族の方々に、納得はして貰えなくとも、少なくとも刑罰制度の在り方としては死刑が否定されるべきことを理解して貰えるだけの説得力のある言葉を、我々は持たなければならない。

その意味で、いかにすれば「死刑の必要のない社会」にしていけるのか、どうすれば「加害者の改善更生」と「被害者遺族の精神的救済」を矛盾せず実現できるのか、「人の命の重さ」を社会全体でどのように考えていくのか、「目には目を、死には死を」という同害報復の考え方が「刑罰」としては認められないことをどのように説明すれば良いのか、被害者遺族や多くの国民にも理解されるための検討を弁護士会内で尽くし、幅広い社会的議論をも継続的に呼びかけて行くべきである。

また、その社会的議論の前提となるはずの死刑そのものの情報（死刑囚の置かれた状況はどのようなものなのか、どのようにして死刑執行は決定されるのか、死刑執行の方法や実態はどのようなものなのか等）が我が国においては極めて少ないため、その情報公開も強く求めていかなければならない。

そして、それらの議論や情報を活かしながら、死刑制度の廃止に向けて、日弁連・東弁のみならず法友会においても、具体的な議論と実践的な活動をしていく必要がある。